

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を下記のとおり指定したので告示する。

令和7年10月2日

一宮市長 中野 正康

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

名 称 三井住友カード株式会社

所在地 東京都江東区豊洲2丁目2番31号 SMBC豊洲ビル

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

(1) 一般廃棄物処理手数料

一般廃棄物（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で、市長の指定する場所に占有者が自ら搬入するもの

(2) 粗大ごみ処理手数料

ア 家庭排出粗大ごみのうち特定家庭用機器廃棄物（再商品化等料金が納付されていることを確認できるものに限る。）

イ 家庭排出粗大ごみのうち処分不適物として規則で定めるもの（総重量100キログラム以内のものに限る。）で、市が、収集し、運搬し、及び処分するもの

3 指定日

令和7年9月22日